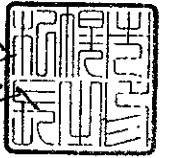


札幌市老人休養ホーム条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年2月 26 日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第 6 号

札幌市老人休養ホーム条例施行規則の一部を改正する規則
札幌市老人休養ホーム条例施行規則（昭和49年規則第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 第1条の次に次の1条を加える。

（宿泊の利用時間）

第1条の2 条例第2条の2第1項ただし書の規定に基づき、休養ホームの宿泊に係る利用時間は、午後1時から翌日午前10時までとする。

(2) 第2条第3号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条第5号中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改め、同条第6号中「札幌市老人休養ホーム（以下「休養ホーム」という。）」を「休養ホーム」に改める。

(3) 第3条第1項ただし書及び第3項中「パットゴルフ場又は」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号及び第5号の改正規定は公布の日から、第3条第1項ただし書及び第3項の改正規定は令和8年1月1日から施行する。